

お知らせ

凡例 随日時 場会場 内容 対象 定員 参加費 申し込み 問い合わせ HP ホームページ メールアドレス 他そのほか 携帯用電話

福 祉

「チーパス」の配布

子育て応援！チーパス事業は、千葉県が子育て家庭を応援するため、事業者の協力を得て実施する事業です。

千葉県内の妊婦または、中学生以下の児童、生徒一人以上がいる世帯。対象家庭は、協賛店で「チーパス」を提示すると、お店が決めたいろいろなサービスを受けることができます。

チーパスは、市内の小・中学校、幼稚園、保育園に在籍する児童、生徒には、各校・園で6月下旬から配布しています。

※そのほかの児童は、左記の窓口で常時配布しています。

【配布窓口】▼市役所子育て支援課▼印旛支所市民福祉課▼本笠支所市民福祉課▼中央駅前地域交流館▼そうふけ児童館▼子どもふれあいセンター▼いんば児童館▼滝野子育て支援センター▼各出張所・保健センター

お済みですか 児童手当の現況届の提出

現況届は、6月1日現在の状況について提出してもらい、児童手当を引き続き受ける要件を満たしているかどうかを確認す

るためのものです。該当する人には、6月1日に普通郵便で書類を送付しました。現況届の提出がないと6月以降の児童手当の支給が受けられません。

また、7月以降の提出時期によつては、10月の定期払いに間に合わない場合もありますので、ご了承ください。

子育て支援課児童家庭班（☎内線242・248）。

児童扶養手当現況届・ひとり親家庭等医療費等助成資格申請の提出を忘れずに

児童扶養手当の申請をしている人は、毎年8月に現況届の提出が必要です。この届けは、毎年8月1日の現況を記載し、家庭の状況や所得状況などにより受給要件に引き続き該当するかを確認するための書類です。

受給者で、受給開始から5年を経過するなどの要件に該当している人は、一部支給停止適用除外事由届出書と関係書類を併せて提出してください。これらの届出などを8月中に提出しなかった場合、8月以降の手当の支給ができません。

ひとりの親家庭等医療費等助成資格申請は、一度申請した人でも毎年8月中に再申請が必要です。期限内に提出していただいた場合には継続して認定となりますが、期限を過ぎての提出の場合は、受付日からの助成期間となります。ただし、助成資格の審査、所得制限による審査な

どがあります。

なお、平日および日中に提出ができない人は、次のとおり臨時で受け付けを行います。

●夜間受付日：8月8日(水)、31日(金) 午後5時30分～8時。

●休日受付日：8月19日(日) 午前9時～正午、午後1時～4時。

●夜間および休日受付場所：子育て支援課(市役所1階)。

ご存じですか

児童扶養手当制度

児童扶養手当とは、ひとり親家庭(母子・父子・養育者)や親と一緒に生活していない児童(18歳に到達する年度まで)を養育する家庭や、配偶者が重度な障害者(国民年金の障害等級1級程度)で児童を扶養している人の生活の安定と自立を助ける児童の福祉の増進を図ることを目的に支給される手当です。

手当の支給は、認定を受ける申請をした月の翌月分からになります。

※受給資格の助成、所得審査有り。詳しくは左記まで。

ひとり親家庭等医療費等助成制度について

母子家庭、または父子家庭などの経済的負担を軽減するため、医療費などにかかる自己負担分にに対し助成します。

母子家庭の母・父子家庭の父および18歳の年度末までの児童

ただし、生活保護世帯は除く。●助成範囲：各保険法の規定による自己負担分から、一部負担額を控除した額。

●入院の場合：入院時食事療養費。

●通院・調剤の場合：診療、調剤報酬明細書1件につき1,000円。

●認定までの期間：受付日から最初の7月末まで(助成、所得審査有り)。詳しくは左記まで。

母子家庭高等技能訓練促進費事業

母子家庭の母が看護師、介護福祉士、保育士などの資格を取得のために、養成機関で2年以上修業する場合は、生活費の一部を支給する「母子家庭高等技能訓練促進費」制度があります。

●次の要件をすべて満たす人。

①市内に住所を有する人②児童扶養手当を受給しているか、同様の所得水準にある人③養成期間において2年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる人④仕事や育児と修業の両立が困難な人⑤過去に高等技能訓練促進費などを受給していない人。

●取得資格：看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士など。

※申請前に事前相談が必要です。子育て支援課児童家庭班。

母子家庭自立支援教育訓練給付金事業

就職や転職、雇用の安定に向け職業技能を身につけるため、市が指定した対象講座を受講した母子家庭の母に給付金を支給します。

●次の要件をすべて満たす人。①市内に住所を有する人②児童

扶養手当を受給しているか、同様の所得水準にある人③雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格のない人④適職に就くために講座を受講することが必要と認められる人⑤過去に自立支援給付金などを受給していない人。

●対象講座：雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座など。

※申請前に事前相談が必要です。子育て支援課児童家庭班。

地域自殺対策緊急強化基金事業による心の整理術

発達障がい・精神障がいなどのために、悩んでいる人やその家族に対し、対面相談とソーシャルスキルトレーニング(ペー

アレントトレーニングも含む)を実施します(要予約)。

●7月23日(月) 午後2時～4時、②7月24日(火) 午前9時30分～11時30分。

●市役所1階相談室、②中央駅前地域交流館。無料。

●電話で左記まで。

●社会福祉課障害福祉班(☎内線268)。

視覚障害者のための「相談・支援室」パソコン教室

四街道市の千葉県視覚障害者福祉協会で、次の事業を開催。

●視覚障害者相談・支援室 原則毎週水曜日・午前10時～午後4時(祝日休み)。

●来室または電話相談。

●相談担当者：伊藤和男氏(協会副会長)を中心に専門別に理事が担当。

●相談専用電話：☎043-421-6910。

●パソコン教室

平成25年3月末までの毎週月金曜日・午後1時～3時。

千葉県在住の視覚障害者で、基礎から勉強したい人。

●基本的な操作方法、IT機器の操作方法。無料。

●開催1週間前までに希望日を電話で左記まで。

●公益社団法人千葉県視覚障害者福祉協会(〒284-0000 四街道市鹿渡968-9) ☎043-421-5199・FAX043-421-5179

●http://www1.odn.ne.jp/tisiky o・tisiky@syd.odn.ne.jp)。

サマー体験スクール

●夏休みボランティア講座(中学生・高校生4日間コース) ●車いす・アイマスク・高齢者疑似体験

●8月9日(木) 午前9時30分～

12時30分。

●場総合福祉センター(竹袋)。

●高齢者施設ボランティア体験 8月10日(金) 午前9時30分～12時30分。

●場市内高齢者施設。

●ボランティアグループ体験(手話) 8月21日(火) 午前10時～正午。

●場中央駅前地域交流館(中央南)。

●ボランティアグループ体験(歌声) 8月22日(水) 午後1時30分～3時30分。

●場ハートヴィレッジ(武西)。

●場100円。

●市内在住の中・高校生。定員20人。

●7月31日(火)までに左記へ。 8月9日(木)までに左記へ。

●(総合福祉センター内) ☎0337)。

文化ホール情報

8/4 (土)

夏休みファミリーミュージカル「ルドルフとイッパイアッテナ」

ゆかいなネコたちの知恵と勇気と友情の物語。

●8月4日(土) 午後2時(開場は1時30分)。

●場大人2,500円、子ども(3歳～中学生)1,500円。

●障害者割引(チケット購入の際、障害者手帳などが必要)は、各料金から500円引き。

●一般席1席につき3歳未満のお子さま1人までひざ上無料。

●ただし、座席をご希望のお子さまは1人分のチケットが必要。

●チケットは、各プレイガイドで発売中。

プレイガイド 文化ホール 中央駅前地域交流館 小林公民館 そうふけ公民館 印旛公民館 国文化ホール(☎08811)



※各プレイガイドで売り切れの際は、文化ホールへお問い合わせください。 ※電話予約の受け付けは、文化ホールのみです。